

鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）骨子案へのパブリックコメント結果

平成21年12月21日（月）から平成22年1月22日（金）までの期間、鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）骨子案へのパブリックコメントの募集を行いました。多数の意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきました意見とその意見に対する考え方は、次のとおりですので、その結果と概要について、お知らせします。

○意見提出者／3人 ○意見件数／28件

※提出された意見は、その趣旨と齟齬が生じる場合があるため、原文のまま利用させていただきました。

鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）骨子案の内容に関すること

意見1	3ページ5行目からの記述で、「今回の計画は、行動計画（前期）の取り組みについて、評価・検証をした上で、・・・また、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、量的及び質的なニーズを把握した上で策定した」とのことですが、これら評価・検証の実績やニーズを把握したデータをどこかで確認することができますか。
考え方	今回の計画の前段階として、平成21年2月に次世代育成支援に関する意向調査を実施しました。その結果は、「鈴鹿市次世代育成支援に関する意向調査結果報告書」としてまとめており、市・ホームページ内（TOPページ＞行政ガイド＞情報公開・市民の声＞審議会の開催と会議録＞会議録(概要)＞次世代育成支援対策地域協議会＞第4回会議資料（アンケート調査結果）(PDF/1186KB)）に掲載しています。 http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/open/shiryou/shingi/gijiroku/datas/123_005.pdf
意見2	第5次鈴鹿市総合計画・第2期行財政経営計画の施策との整合性を具体的に明記してほしい。
考え方	第5次鈴鹿市総合計画・第2期行財政経営計画における政策・施策との整合性や関係性について、追記します。
意見3	6ページの施策の体系を見ると、基本視点－基本理念－基本目標の順に記載されていますが一般的には理念があって、理念を達成するためにいろいろな視点から取り組むのが普通だと認識しています。基本視点と基本理念は書き方が逆ではないでしょうか。
考え方	今回の後期計画は、前期計画の延長線上に位置づけていますので、基本理念・基本目標・基本視点といった根本の枠組みは、前期計画と同様にしています。施策の体系において、基本理念と基本目標とは関係性があることから、罫線でつなぎ表すことにしました。基本視点は、基本理念・基本目標とは違う観点のものとの認識から、離れた位置に置いてあります。適切な表し方について、再考します。

意見 4	<p>1) 施策の体系【基本視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利が守られるために ・社会全体で～ →子育て支援 ・子ども自身が～ →子育て支援 <p>であるならば基本目標以下施策目標を含め <保護者（親）対象の子育て支援>と<こども対象の子育て支援>に分け支援対象を明確にして欲しい。</p>
考え方	<p>子育てと子育てとに区分することも一つの切り口として考えられますが、基本理念・基本目標・基本視点については、前期計画を引き継ぐ方針をとっていますので、現状で対応していくこととします。</p>
意見 5	<p>7ページ以降に施策目標をどのように進めるかということで、いろいろな項目についての解説がされています。記述内容を見るとすべて「努めます」「推進します」「検討します」などと書かれていますが、これでは「計画」ではなく、単なる子育て支援課としての「想い」が書かれているとしか読み取れません。計画であるならば、5W1Hまでは無理としても、少なくとも5年間の間で“誰が” “何を” “何時” 行うのか位は明確にすべきだと思いますがいかがでしょうか。</p>
考え方	<p>具体的な個別事業については、現在、全庁的な取りまとめを行っている段階です。所管課を明確にし、実施事業一覧表として計画書に掲載を行っていくこととします。</p>
意見 6	<p>P 7の②子育て支援への理解の促進の4行目で 「ボランティア」という記述より前者は子育て支援者 後者は子育て支援活動としてはどうか。（子育て支援者とは、教員・ボランティアなど子育てをする人の周りの人すべて）また「支援」というより養成とスキルアップ（専門性を高めるために）を行うなどに変えてはどうか。</p>
考え方	<p>子育て支援者と子育て支援活動というとらえ方について、再考します。</p>
意見 7	<p>施策目標2 地域における子育て支援の充実 に対して、実施項目として3項目の記載がありますが、これらは子育て支援課が行うのでしょうか。地域での取り組みを期待されるのであれば、各地域にある青少年育成町民会議や公民館と連携した取り組みも取り入れるべきだと思いますがいかがでしょうか。</p>
考え方	<p>計画に基づき実施する具体的な個別事業については、それぞれの所管課において行うこととなりますので、子育て支援課のみが行うといったことにはなりません。なお、青少年育成町民会議や公民館については、生涯学習課が連携をとって取組みを行っていくこととなります。</p>

意見 8	<p>P 8 施策目標 3 : 仕事と生活の調和の実現 ①男性の子育てへの参加の促進②企業などによる子育て支援対策の促進について、産業政策課、男女共同参画課と具体的にどのような連携がなされているのか。</p>
考え方	<p>次世代育成支援に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に設置した鈴鹿市次世代育成支援行動計画推進委員会（庁内委員会）の委員として、両課から参画しています。個別具体の事業については、基本的には所管課において実施していきます。ただし、保健センターでの子育て教室やセミナーや男女共同参画センターでの各種啓発講座や講演会の場合は、健康づくり課、男女共同参画課が実施する事業ではありますが、子育て支援課が所管する子育て情報紙を通じて広報啓発を行うなどの連携・協力を図っています。</p>
意見 9	<p>P 9 施策目標 2 : 働きながらの子育てへの支援 ②子育て支援サービスの充実の関係各課とは、どこか。</p>
考え方	<p>施策目標における事業に該当する所管としては、基本的には子育て支援課、生涯学習課になります。ただし、一の事業を実施していく上では、各課との協議、協力体制など必要になる場合もあり、個々の事業によって、関係各課は異なってきます。</p>
意見 10	<p>P 10 施策目標 3 : ひとり親家庭の子育てへの支援 ①ひとり親家庭の自立支援の推進 父子家庭への支援は、どのようになっているのか。</p>
考え方	<p>ひとり親家庭に対する自立を支援するため、子と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する法案が平成22年通常国会に提出されています。市では、ファミリー・サポート・センター事業における自己負担に対する助成を来年度予算に計上しています。また、ひとり親家庭の18歳未満の子とその子を養育している母または父に医療費の助成制度も行っています。</p>

意見11	<p>P10 施策目標4：児童虐待防止対策の充実 ②保護救済体制の充実（虐待防止ネットワークの充実） 鈴鹿市の子どもは、どのように保護されているのか。</p>
考え方	<p>平成16年の児童福祉法改正により、鈴鹿市では、鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会を設置し、虐待を受けている子どもや不適切な養育状態にある子どもはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、関係機関（医師会・法務局・児童相談所・学校・保健所・女性相談所・警察・民生委員・市）が情報を共有し、支援内容を協議し、虐待事案に対応します。家庭児童相談室には、家庭における適切な児童養育、その他家庭における児童の福祉向上を図るため、相談員及び社会福祉主事や児童福祉士が配置され、子どもの性格や生活習慣、発達、学校や園生活、家庭内のことなど家庭や子どもに関する相談に幅広く応じています。その中では、身体的暴力や性的虐待のほか、衣食住や生活環境の清潔さに関し児童の健康状態を損なうほどの保護の拒否や怠慢、児童の日常生活に支障をきたす精神症状が現れる心理的外傷を与える言動や行為等によって、健全な心身の発育・発達に重大な影響を受けている児童等、子どもを緊急に保護する必要がある場合や子どもの行動観察、生活指導が必要などときには、学校など地域の関係者と緊密な連絡をとりつつ積極的に情報の収集を図り、虐待等を受けている児童について、その早期発見と早期対応が図れるよう児童相談所と連携をして一時保護をしたり、児童養護施設に一時保護の委託を行ったりします。また、子どもの「安全を確保する」、保護者の「負担を軽減する」などを目的として、必要に応じて児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設）への入所等の措置を行うなど支援の必要な子どもの保護を行います。</p>
意見12	<p>P10児童虐待を未然に～ 主任児童委員と明記するより 特別に養成された支援者 という表記でないと命を預かるとても重い仕事になるのでは・・。 ここに子どもへの権利教育を入れて欲しい。虐待して悩んでいる親ばかりではないので、子ども自身への暴力防止教育が必要です。</p>
考え方	<p>主任児童委員は、児童福祉に関する相談・援助を行うなど児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として、平成6年1月、児童福祉法の改正により設置され、現在、本市において32の方が厚生労働大臣から委嘱されています。その職務は、児童福祉法に「児童委員の職務について、児童の福祉に関係する機関と児童委員（主任児童委員を除く。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。」と規定されています。特に、増加する児童虐待などに対応するために、配置基準が見直され増員が図られるなど、重要な役割を担っていただいています。子どもへの権利教育については、CAPプログラムなどの有効活用について、校長会を通じて学校へ周知を図るなど、その必要性は認識しています。子どもの権利教育にかかる文言を追加します。</p>

意見13	<p>②保護救済体制 地域における早期発見者・対応者・保護者・支援者・アフターケア者などそれぞれ関係者の役割を明確にする。児童養護施設は鈴鹿市にはないので、里親制度の推進。</p>
考え方	<p>家庭児童相談室を基軸としたネットワーク体制を図っていく中で、それぞれの関係者の役割、支援方法などを明確にしていきます。児童養護施設については、現在、県内において設置に向けた動きもあることから、動向を注視しつつ、本市への設置に向けた要望活動などの取組みを進めていきます。</p>
意見14	<p>11ページにある「外国人の家庭の子育てへの支援」の施策が制定されているのは結構なことですが、日本語があまり理解できていない子育て中の親子に対して、日本語を覚えるための機会を提供する事業が記載されていません。日本語教育の機会を与える施策も必要と思いますがいかがでしょうか。</p>
考え方	<p>日本語教育の機会にかかる施策については、「子どもの健全育成推進基本計画」（鈴鹿市青少年対策推進本部）において掲載のある日本語初期支援の充実が当たり、「施策の目標6：外国人の家庭の子育てへの支援」内の柱として追加明記します。</p>
意見15	<p>12ページ「地域における交流などの充実」という施策について、2種類の事業が記載されていますが、このようなことを子育て支援課（または他部署）が今までも実施されてきたのでしょうか。自治会の運営や関連する活動に携わってきたものとして、市役所側が積極的にこのようなことを実施されてきたとは思えず記載内容に違和感があります。</p>
考え方	<p>計画に基づき実施する具体的な個別事業については、それぞれの所管課において取り組むこととなりますが、計画の方向性として明記しながらも、その実現に向けての動きが具体化していないものもあります。地域の自然環境や地元の方々など、物的・人的資源を生かした保育や教育の取組みがそれに当たるものと考えられますので、項目の趣旨をそれぞれの所管課に認識していただくよう努めます。</p>
意見16	<p>13ページ、施策目標4の「②親となるために必要な意識づくり」として、「命の大切さを学び・・・地域などの中で、乳幼児から高齢者までさまざまな形の交流やふれあいを促進します」と記載されていますが、具体的に子育て支援課として何をされるのかが見えません。市民が理解できる言葉に書き直しをお願いします。</p>
考え方	<p>個別具体の実施事業については、別途計画書に掲載を予定しています。この部分は施策の方向性を示すところですので、抽象的な表現になっています。</p>

意見17	<p>P18家庭児童相談室～ DV環境の中で育つ子どもたちをDV被害者として捉える専門的な視点を持ち適切な支援を行えること。より幅広い支援が可能となるよう専門部署の横断的な連携をすすめて欲しい。</p>
考え方	<p>家庭児童相談室を基軸としたネットワーク体制を図っていく中で、組織の横断的機能の強化拡充とともに、個別事案に対する関係機関との連携や職員の専門性の向上に努めていきます。</p>
意見18	<p>この計画は子育て支援課が作成されていますが、記載内容は教育委員会やその他の部署に関わることが多く記載されています。関係する部署はこの内容を認識して、了解されているのでしょうか。（以前、同じような鈴鹿市全体に関わる計画で、計画の担当部署ではなく、直接事業を担当されている部署に問い合わせをしたところ、全く認識されていなかったことがありましたので・・・）</p>
考え方	<p>後期計画の策定に当たり、保健・福祉・教育などの部署で構成された「鈴鹿市次世代育成支援行動計画推進委員会」という庁内組織を設けています。記載内容は、それぞれの部署が所管する部分について、確認をしています。</p>
意見19	<p>全体的に見て、幼稚園に関することも記載されていますが、市立幼稚園の再編計画に関わる記述が読み取れません。再編計画はほぼ決まり、実行段階に入ることにより、5年以内に市立幼稚園が無くなる場所があると思います。市立幼稚園が無くなる地域では親に対して大きな影響が出ると予想されますが、このことに対しての取り組み計画が読み取れません。どのようなになっているのでしょうか。</p>
考え方	<p>昨年末、鈴鹿市幼稚園再編整備検討委員会から「鈴鹿市立幼稚園の再編整備に関する答申」が提出されました。この答申を受け、今後、再編に向けての整備計画が策定される予定です。この再編整備計画策定までには、地元関係者との合意形成、幼保一元化、公立保育所の民営化など、段階的・総合的に解決しなければならない課題が内包していることから、現時点において方向性として掲げる段階にはないものと考えます。ただ、その動向には注視しつつ、課題認識として、記述することとします。</p>
意見20	<p>保育園と幼稚園に関する記述が幾つかありますが、保育園と幼稚園はどちらも市立と私立があります。この計画に記載されている内容はすべて私立保育園と私立幼稚園にも適用されると考えてよろしいでしょうか。適用されるとの視点で内容を見ると、私立保育園には無理なところもあると思われれますが。</p>
考え方	<p>市立も私立も、役割分担を行いつつ、子育て支援にかかわる地域の資源としてとらえています。基本的には市立を中心に進めていき、私立も充実させていきます。</p>

鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）骨子案の内容以外に関すること

意見21	鈴鹿市次世代育成支援対策地域協議会の委員として幼小中学校（園）長会長が参画していただいているのに、事務局に市教委の職員が明記されていないのはなぜか。
考え方	次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定にあたり設置した市民委員会の事務局は子育て支援課が所管しています。教育委員会事務局は、鈴鹿市次世代育成支援行動計画推進委員会（庁内委員会）の委員として参画しています。
意見22	行動計画（前期）の策定委員の公募委員は2名だった。川岸市長は、「審議会等への公募制を積極的に導入していく」と主張されている。応募多数で委員になれなかった市民もいたのに、なぜ公募委員を2名から1名に減らしてしまったのか。
考え方	後期計画は、本市の前期計画の基本理念と基本目標は生かし、国からの指針や新しい少子化対策などの動きを踏まえ、策定することとしています。今回、公募しました定員の人数、地域協議会全体における公募比率について、特に意図していませんでしたので、1人となったものです。
意見23	鈴鹿市次世代育成支援行動計画実施状況報告書（平成20年度）の作成にあたって、外部評価は導入されているのか。
考え方	鈴鹿市次世代育成支援行動計画の評価及び見直しを行い、本市における子育て支援の推進に資することを目的として設置した鈴鹿市次世代育成支援対策地域協議会（市民委員会）で行われました。
意見24	行動計画（前期）P106に、「今回この計画を作成するにあたって、ニーズ調査から素案づくりまでに400万円余と子育てモデル市町村事業の行動計画とセミナー開催に関して400万余をコンサルタントに使っています。しかし、素案づくり等は、本来担当課で行うべきではないでしょうか」という指摘があるが、この意見に対してどのような改善をしたのか、知りたい。
考え方	アンケートの集計・結果やデータ作成、会議録作成などコンサルタントを活用したほうがより効率的な作業についてのみ委託を行っています。このことで、前期計画において執行した予算の半額以下となっています。

意見25	<p>自分の子どもが、鈴鹿市次世代育成支援に関する意向調査に協力し、問31に、意見を記入している。この意見が、報告書に記入されていないのは、おかしい。子どもに意見を聞いておいて、結果報告書から省略したのは、なぜか。</p>
考え方	<p>鈴鹿市次世代育成支援に関する意向調査の報告書の内容について、鈴鹿市次世代育成支援対策地域協議会で検討いただいた結果、数値データのみを出すという結論に至ったことから、その意見を尊重して、設問と集計データのみを掲載しています。</p>
意見26	<p>平成21年5月に鈴鹿市青少年対策推進本部で「子どもの健全育成推進基本計画」が策定されているが、この計画とのちがいは何か。また、両計画を進めていく上でどのような連携をしていくのか。</p>
考え方	<p>平成15年に内閣総理大臣を本部長とした青少年育成推進本部が設置され、同年12月に政府の青少年育成の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」が策定されています。本市においても青少年行政の総合的推進を図ることの重要性から、平成17年5月に、鈴鹿市青少年対策推進本部を設置し、これまで、さまざまな青少年健全育成に関わる施策に取り組んできました。こうした青少年施策一層の充実を図るため、子どもの健全育成推進基本計画が策定をしています。一方、次世代育成支援行動計画は、平成15年に制定された次世代育成対策推進法に基づく法定計画として位置づけられているもので、少子化の流れを変えるために従来の取組みに加え、もう一段の対策を進めていくために策定したものです。計画の所管（取りまとめ）は異なりますが、進行管理の中で、それぞれの所管が連携をとりながら進めていきます。計画の違いとしては、次世代育成支援行動計画が小学校低学年以下の子どもの持つ保護者への支援を重点としているのに対して、子どもの健全育成推進基本計画が小・中学生を主体とした支援を重点としてとらえている点があります。</p>
意見27	<p>この計画を実現するために、保健福祉部と教育委員会がもっと積極的に予算要求をしてほしい。</p>
考え方	<p>限られた財源という現実的制約はありますが、重点的な取組みとして掲げた施策など、その事業効果の高いと判断したものについては、特に積極的に予算要求を行っていきます。</p>
意見28	<p>鈴鹿市子どもの権利条例（仮称）を早く制定してほしい。</p>
考え方	<p>1989年、国際連合の総会で子どもの権利条約が採択され、日本では、1994年に子どもの権利条約を批准しています。現在、三重県において、「三重県子ども条例（仮称）」の制定に向けた動きがありますので、その策定過程において、市町からの意見聴取などの参画の機会を設けていただくよう要望をしました。</p>